

○議案第28号 守口市自転車の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、鉄道駅周辺の道路における歩行者等の安全確保や、災害時における防災活動の確保などを目的として、これまで自転車放置禁止区域の指定や自転車駐車場の整備等を行ってきたが、未だ駅周辺における放置自転車が多数見受けられることから、その対策として新たに道路の付属物としての自転車駐車を設置するため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、放置自転車対策の一環として、大日駅前交通広場に自転車ラックなどを設置するとのことであるが、これまで以上に放置自転車の撤去や、指導・啓発の徹底による市民のモラル向上にも努め、これが解消に向け、鋭意取り組まれないこと。

また、設置にあたっては、当該駐車が歩行者等の通行の妨げとならないよう意を配されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。以上、委員長報告といたします。